

平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いながら、人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の絆の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針としている。

助成事業の選定に当たっては、この基本方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。

I NPO等の福祉活動事業

1 審査の方法

書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。

2 審査項目

(1) 事業実施体制

① 実施者適性

・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、事業の実施主体として相応しいか。

② 連携・協働

・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

(2) 事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

・要望事業の目的及びその必要性が明確であるか。
・具体性があり実現可能性があるか。

② 直接的成果

・助成事業の量的な目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。

③ 社会的波及効果

・助成事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

(3) 費用対効果

・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

(4) 継続性・将来発展性

・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

3 採点基準

(1) 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）は、各審査項目について、次の基準により採点する。

- ・高く評価できる水準であるもの（4点）
- ・評価できる水準であるもの（3点）
- ・やや不十分な水準であるもの（2点）
- ・不十分な水準であるもの（1点）

なお、次の点に留意して採点すること。

- ・平成22年度に機構の助成事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の要望事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。

(2) 審査項目のウェイト

機構の基本方針を踏まえ、次のとおりウェイト付けする。

審査項目	ウェイト
1 事業実施体制	
1) 実施者適性	1
2) 連携・協働	1
2 事業の目的、内容等の妥当性	
1) 事業の目的及び内容	2
2) 直接的効果	2
3) 社会的波及効果	2
3 費用対効果	1
4 継続性・将来発展性	1

(3) 平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針を踏まえた対応

①から③の事業については、事業内容を勘案のうえ、次のとおり加点できるものとする。

① NPO等が行う活動の立ち上げ支援

特定非営利活動法人及び非営利任意団体で団体の創設から2年以内のもの（前身団体の活動実績があって、現在、特定非営利活動法人化を申請中のものを含む）は1点加点する。

② 複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業

ア 地域連携活動支援事業は1点加点する。

イ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は2点加点する。

ウ 平成23年度において福祉活動支援事業により助成を受けていた団体が、今年度地域連携活動支援事業へ応募した場合は1点加点する。

エ 平成23年度において福祉活動支援事業もしくは地域連携活動支援事業により助成を受けていた団体が、今年度全国的・広域的ネットワーク活動支援事業へ応募した場合は2点加点する。

③ 重点的に支援する事業

「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」について取り組む事業は2点加点する。

(4) 助成の固定化回避等への対応

助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。

① 過去5年間（平成19年度～平成23年度）で、2回以上助成を受けた法人又は団体

ただし、(3)②のウ又はエに該当する事業にあつては、この取扱いを行わない。

② 国・地方公共団体・独立行政法人等の役職員である者又は役職員であった者であつて離職後2年を経過していない者が当該助成団体の管理職以上に就いている場合。

4 審査コメント

各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。

また、その他、高く評価できる点、採択に当たつての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。

II 福祉用具の改良開発事業

1 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会専門員の調査審議

「高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業」については、当該分野に専門的知見を有する社会福祉振興助成事業審査・評価委員会専門員（以下「専門員」という。）による調査審議を行う。

2 調査審議の方法等

書面及びヒアリングにより、高齢者等の具体的ニーズに対応するため確立された技術に着目し、改良開発事業の目的の明確さ、事業者の適性、開発における関係者・関係機関との連携・協働、準備状況、実現可能性、将来発展性、費用対効果、社会的貢献度等を考慮して調査審議する。なお、以下の点について、特に留意する。

- ・改良開発で期待される成果に対し、高齢者の日常生活等における自立支援につながること。
- ・改良開発の目的及び期待する効果が明確で、実用的製品化までの適切な事業計画が策定されていること。
- ・福祉用具の開発における想定ユーザーである高齢者及び家族、医療福祉専門職等のアドバイス等を適宜受けられる体制にあること。
- ・想定ユーザーによる実証試験を実施し、改良開発を繰り返すことで、適応、

適合が明確で、使い勝手が良く、適切な価格になるよう実用的製品化が進められること。

- ・実証試験や開発改良に関し、医療福祉専門職等のアドバイス等を適宜得ながら実用的開発が進められること。
- ・開発倫理に留意し、想定ユーザーである被験者による実証試験を行う前に必ず、所属機関等における倫理審査が行われること。

3 評価基準及び調査審議のコメント

専門員は、書面及びヒアリングによる総合的な判断の結果を次の区分で評価し、その評価に至ったポイントを意見としてコメントする。

- ・最優先で採択すべき (4点)
- ・積極的に採択すべき (3点)
- ・採択を見送るべき (2点)
- ・採択に値しない (1点)

4 委員会への報告

専門員は、調査審議の結果を委員会に報告する。

Ⅲ 助成事業の選定

I 及び II の結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。

Ⅳ その他

1 助成金の配分

選定された事業は、機構において、基本方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効率的な配分が行われるものであること。

2 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。
また、応募団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。
なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。
- (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。